

宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づく

## ごみ集積所の設置基準

### 第1 趣旨

この基準は、宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱（平成9年志木市告示第49号。以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、衛生施設に関し必要な事項を定める。

### 第2 適用の範囲

この基準は、要綱第3条に規定する事業に適用する。

### 第3 ごみ集積所

一般廃棄物ごみ集積所設置基準は、別紙のとおりとする。

### 第4 粗大ごみ集積所

計画戸数が30戸以上の場合は、粗大ごみ集積所を次の基準により設置するものとし、管理人又は代表者等が窓口となり共同搬出に努めるものとする。

#### (1) 面積

3㎡以上

#### (2) 位置

道路に面するか、敷地内で、収集車両（2トンロングボディ）が当該集積所まで進入し、方向転換が容易にでき、かつ、収集業務に適した場所に設置するものとする。

#### (3) 構造

集積口以外はブロック等で囲み床面はコンクリート打ちし、不法投棄のされにくい構造とする。

### 第5 書類の提出と変更

ごみ集積所の設置にあたっては、近隣の案内図と具体的な位置、構造が記入された図面を担当課に提出すること。なお、提出された書類に変更がある場合は速やかに担当課に報告し、再協議をするものとする。

### 第6 報告

ごみ集積所の施工が完了したときは、完成写真を添えて速やかに担当課に報告するものとする。

### 第7 改善

ごみ集積所が提出された図面と明らかに違うとき、または、収集業務上及び環境衛生上問題がある場合は、速やかに改善するものとする。

### 第8 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成12年6月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年 5月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年 8月 1日から施行する。

		基 準	
		以下の基準に則り、開発区域内にごみ集積所を設置する。	
一 家 庭 住 宅 み	戸建及び集合住宅	1 設置場所	ごみ集積所の設置場所は、ごみ収集車が前進しながらごみ集積所に横付けできることとし、以下の要件を満たさなければならない。
		(1) 道路	道路（私道を含む。以下同じ）に接している場所に設置することを原則とする。 ア) 道路幅員が、4 m以上の道路に面することを原則とする。 イ) 収集車が、前進で通り抜けができる道路に面することを原則とする。
		(2) 必要面積	ア) 5戸以下：平面有効面積で3 m <sup>2</sup> 以上とする。 イ) 6戸以上：3 m <sup>2</sup> + (利用世帯数 - 5) × 0.2 m <sup>2</sup> 以上
		2 集積所の構造	
		(1) 形状	集積所のごみ取出口の有効幅が、間口2 m以上確保されているものとする。
		(2) 位置	ア) 設置位置：道路と同一平面でかつ長辺が接するものとする。 イ) 配置：宅地の高低、道路勾配及び予想交通量等により居住者の動線・安全性を勘案し、かつ、収集車の進行方向が同一となるよう配置し、原則として通路は通り抜けできるものとする。 ウ) 取出口：取出口の方向は道路に面するものとする。
	(3) 構造	ア) 材 料：床はコンクリート造りとするとともに、美観にも留意するものとする。 イ) 排 水：床面は排水できるものとする。 ウ) 溝 蓋：道路に接する部分に溝があるときは、取り外し可能な蓋を設けるものとする。 エ) 壁：道路面以外に、高さ1 m程度のブロック塀等を設けるものとする。	
	集合住宅	3 収納方法	
		(1) 戸建て	原則通常の収納とし、ボックス型収納庫の設置に努めるものとする。
		(2) 集合住宅	ア) 50戸未満：原則通常の収納とし、ボックス型収納庫の設置に努めるものとする。 イ) 50戸以上：原則コンテナボックス収納とする。 ウ) 解錠が必要なごみ保管庫の場合には、収集時には解錠するものとする。
	(1) 規 模	13戸当たりコンテナボックス1台を目安として換算し、必要戸数を設置するものとする。	
	(2) 構 造	ア) 水栓を設けるものとする。 イ) コンテナボックス収納庫を置く場合、道路面の排水路には細目のグレーチングを用い、コンテナのキャスターが落ち込まないようにする。	
複合建物（家庭ごみ）		一般住宅の家庭ごみに準じた位置、面積及び構造を確保する。	
供用開始		収集の開始希望日より1週間以上前に、「集積所設置届(変更)・リサイクル資源等分別容器申し込み書」を担当課に提出するものとする。	
		集積場所の利用状況に変更があった場合は、管理者は速やかに「集積所設置届(変更)・リサイクル資源等分別容器申し込み書」を担当課に提出するものとする。	

### 【 そ の 他 諸 注 意 】

- 1 コンテナ収納を行う集合住宅については、管理人が常駐するものとする。
- 2 市役所は分別収納用のカゴ(4種類)、ネット(2種類)、防鳥ネットを貸与するが、集積所への設置及び設置後の管理は、集積所の管理者が行うものとする。
- 3 集積所の利用者は、集積所の衛生管理、不法投棄及び苦情に対処するものとする。
- 4 事業系ごみは、事業者と廃棄物収集運搬許可業者間で契約するものとする。
- 5 不法投棄を確認したときは、担当課に通報した上で、指示に従うものとする。